



平成 27 年 4 月 17 日

各 位

会 社 名 旭有機材工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 藤原 孝二
(コード：4216 東証第 1 部)
問合せ先 執行役員 総務・人事部長
上荷田 洋一
TEL. 03-3578-6001

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、本年 6 月 19 日開催予定の第 94 期定時株主総会に、下記内容の定款の変更について付議することを決議しましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款変更の趣旨および概要

(1) 商号の変更

当社の商号を「旭有機材工業株式会社」から「旭有機材株式会社」に変更すると同時に、英文表示を「ASAHI YUKIZAI CORPORATION」と定めるものであります。(平成 28 年 4 月 1 日変更予定)
なお、詳細につきましては、本日同時に発表している「商号の変更に関するお知らせ」に記載のとおりであります。

(2) 事業目的の変更

企業集団としての事業内容の明確化を図るため、当社の子会社であるドリコ株式会社を中心とした水処理・資源開発事業セグメントに関する事業目的を追加するものであります。

(3) 監査等委員会設置会社への移行に伴う変更

取締役の職務執行の適法性、妥当性の監査・監督機能を強化し、コーポレートガバナンス体制のより一層の充実を図るため監査等委員会設置会社に移行します。これに伴い、会社の機関、監査等委員である取締役の員数、選任、任期および報酬ならびに監査等委員会に関する規定を新設・変更し、監査役および監査役会に関する規定を削除するものであります。

なお、詳細につきましては、平成 27 年 3 月 18 日に発表しました「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」に記載のとおりであります。

(4) 取締役の上限員数の変更

取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の員数を 20 名以内から 10 名以内（監査等委員である者を除く）と変更し、また、監査等委員である取締役を 5 名以内と定めるものであります。

(5) 責任限定契約の締結範囲の変更

監査等委員を含む非業務執行取締役に社内外を問わず広く適任者を得られるよう、改正会社法により責任限定契約を締結できる取締役の範囲が変更されることを機に、責任限定契約締結可能な取締役の範囲を、「社外取締役」から「非業務執行取締役」に変更するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙「定款変更 新旧対照表」記載のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日	平成 27 年 6 月 19 日（金曜日）
定款変更の効力発生日	平成 27 年 6 月 19 日（金曜日）

以 上

定款変更 新旧対照表

(下線部は変更箇所を示しています。)

現行定款	変更案
<p>第 1 章 総 則</p> <p>(商 号) 第 1 条 当社は<u>旭有機材工業株式会社</u>と称する。</p> <p>(目 的) 第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。 1. 合成樹脂およびその加工品の製造並びに売買 2. バルブ、パイプ等の配管用機器・材料の製造並びに売買 3. 水処理機器、公害防止機器の製造並びに売買 4. <u>洗浄用装置の製造並びに売買</u> 5. <u>珪砂の加工品の製造並びに売買</u> (新 設) (新 設) (新 設) 6. <u>配管工事、電気計装工事、土木建築工事の設計・施工並びに監理</u> 7. <u>産業廃棄物の処理・再生および再生品の売買</u> 8. <u>樹木の栽培その他の緑化事業</u> 9. <u>前各号に関連する技術指導および技術の販売</u> 10. <u>経理事務業務の受託並びに労働者派遣事業</u> 11. <u>前各号に関連する一切の事業</u></p> <p>第 3 条 (条文省略)</p> <p>(機 関) 第 4 条 当社は、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> (新 設) 4. <u>会計監査人</u></p> <p>第 5 条～第 19 条 (条文省略)</p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(定 員) 第 20 条 当社の取締役は、<u>20 名以内</u>とする。 (新 設)</p> <p>(選 任) 第 21 条 (新 設) 取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の</p>	<p>第 1 章 総 則</p> <p>(商 号) 第 1 条 当社は<u>旭有機材株式会社</u>と称し、英文では、<u>ASAHI YUKIZAI CORPORATION</u> と表示する。</p> <p>(目 的) 第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。 1. (現行どおり) 2. (現行どおり) 3. <u>水処理機器、公害防止機器、洗浄用装置の製造並びに売買</u> (削 除) 4. (現行どおり) 5. <u>各種水処理施設、温泉給湯設備、地域冷暖房設備の設計、施工、維持管理の請負</u> 6. <u>試錐並びに各種さく井工事の設計及び施工並びに監理</u> 7. <u>地下資源を利用した発電及びその他の事業</u> 8. (現行どおり) 9. (現行どおり) 10. (現行どおり) 11. (現行どおり) 12. (現行どおり) 13. (現行どおり)</p> <p>第 3 条 (現行どおり)</p> <p>(機 関) 第 4 条 当社は、次の機関を置く。 1. 取締役会 (削 除) (削 除) 2. <u>監査等委員会</u> 3. <u>会計監査人</u></p> <p>第 5 条～第 19 条 (現行どおり)</p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会並びに監査等委員会</p> <p>(定 員) 第 20 条 当社の取締役(監査等委員である者を除く。)は、<u>10 名以内</u>とする。 ② <u>当社の監査等委員である取締役は、5 名以内とする。</u></p> <p>(選 任) 第 21 条 <u>取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u> ② (現行どおり)</p>

<p>過半数によりこれを行う。</p> <p>② 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(任期) 第 22 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(補欠選任) 第 23 条 取締役が任期の満了前に退任したときは補欠選任を行う。但し、法定数を欠かない限り、これを延期し、又は行わないことができる。</p> <p>② 前項により選任された取締役の任期は、退任した者の任期の満了する時までとする。</p> <p>第 24 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会招集及び決議の方法) 第 25 条 取締役会の招集の通知は各取締役及び各監査役に対して会日より 5 日前に発する。但し、緊急の必要があるときは、これを短縮することができるものとし、又取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集手続を経ないでこれを開催することができる。</p> <p>② 取締役会の決議は法令に別段の定めがあるときを除き取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数を以てこれを決する。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第 26 条～第 28 条 (条文省略)</p> <p>(報酬等) 第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価</p>	<p>③ (現行どおり)</p> <p>(任期) 第 22 条 取締役（監査等委員である者を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>第 23 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会招集及び決議の方法) 第 24 条 取締役会の招集の通知は各取締役に対して会日より 5 日前に発する。但し、緊急の必要があるときは、これを短縮することができるものとし、又取締役の全員の同意があるときは、招集手続を経ないでこれを開催することができる。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>(監査等委員会及び監査等委員会規則) 第 25 条 監査等委員会は監査等委員である取締役により構成し、法令又は定款に定める事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。</p> <p>② 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</p> <p>(監査等委員会の招集通知) 第 26 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 5 日前までに各監査等委員に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができるものとし、又監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p>第 27 条～第 29 条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等) 第 30 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価</p>
--	---

<p>として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第 30 条（条文省略）</p> <p>(取締役の責任免除) 第 31 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって、免除することができる。</p> <p>② 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は 1,000 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(定員) 第 32 条 当会社の監査役は、4 名以内とする。</p> <p>(選任) 第 33 条 監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数によりこれを行う。</p> <p>(任期) 第 34 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(補欠選任) 第 35 条 監査役が任期の満了前に退任したときは補欠選任を行う。但し、法定数を欠かない限り、これを延期し、又は行わないことができる。</p> <p>② 前項により選任された監査役の任期は、退任した者の任期の満了する時までとする。</p> <p>(監査役会及び監査役会規程) 第 36 条 監査役会は、監査役により構成し、法令又は本定款に別段の定めがある事項のほか、監査役職務の執行に関する重要な事項を協議し、又は決定する。</p> <p>② 監査役会に関しては特に法令又は本定款に別段の定めがある事項のほか、監査役会規程による。</p> <p>(監査役会招集及び決議の方法) 第 37 条 監査役会の招集の通知は、各監査役に対して会日より 5 日前に発する。但し、緊急の必要があるときは、これを短縮することができるものとし、又監査役の全員の同意があるときは、招</p>	<p>として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第 31 条（現行どおり）</p> <p>(取締役の責任免除) 第 32 条（現行どおり）</p> <p>② 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は 1,000 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>
--	--

<p><u>集手続を経ないでこれを開催することができる。</u></p> <p>② <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがあるときを除き、監査役総数の過半数によりこれを決する。</u></p> <p>(常勤の監査役) 第 38 条 <u>常勤の監査役は、監査役会の決議により選定する。</u></p> <p>(報酬等) 第 39 条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(監査役の責任免除) 第 40 条 <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって、免除することができる。</u></p> <p>② <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は 1,000 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>
<p>第 6 章 会計監査人</p> <p>第 41 条及び第 42 条 (条文省略)</p> <p>(報酬等) 第 43 条 <u>会計監査人の報酬等は代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p>第 7 章 計 算</p> <p>第 44 条～第 47 条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第 5 章 会計監査人</p> <p>第 33 条及び第 34 条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等) 第 35 条 <u>会計監査人の報酬等は代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p> <p>第 6 章 計 算</p> <p>第 36 条～第 40 条 (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p>第 1 条 <u>平成 27 年 3 月 31 日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結前の会社法第 423 条第 1 項の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の責任の免除および監査役と締結済みの責任限定契約については、なお同定時株主総会終結に伴う定款変更前の定款第 40 条の定めるところによる。</u></p> <p>第 2 条 <u>第 1 条（商号）の規定の変更は、平成 28 年 4 月 1 日をもって効力を生ずるものとする。なお、本条は、上記の効力発生日をもって削除されるものとする。</u></p>

以上